

動物愛護団体等に対する犬猫等譲渡事業の協力及び支援実施要綱

平成 27 年 3 月 10 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、飼い主のいない犬猫等の保護及び譲渡活動を行う動物愛護団体もしくは動物愛護活動家（以下「団体等」という。）に対し、市がその譲渡活動を支援することにより、飼い主のいない犬猫等に対する諸問題の減少を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犬猫等 犬、猫をはじめ、愛玩動物として家庭等で飼養及び保管する動物で哺乳類に属するもの。
- (2) 保護活動 飼い主のいない犬猫等を保護、収容し、適正に飼養する活動をいう。
- (3) 譲渡活動 飼い主のいない犬猫等の飼養を希望する者を募集し、譲り渡す活動をいう。
- (4) 譲渡会等 譲渡活動のため会場を設け複数の犬猫等、又はその写真等を展示し、来場者の中で飼養を希望する者に譲渡する催しのほか、団体等の活動の宣伝のために啓発物の展示や配布を実施する等の催しをいう。

(支援の内容)

第 3 条 市の支援内容は次のとおりである。なお、団体等が複数の支援を受けることも可能とする。

- (1) 動物愛護ふれあいセンター（以下「センター」という。）での譲渡会等の実施。
- (2) 浦和駅東口駅前市民広場（以下「市民広場」という。）での譲渡会等の実施。
- (3) センターホームページでの譲渡情報の紹介。
- (4) 団体等が実施する譲渡会の案内チラシの市の施設への配架依頼。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別途定める内容。

(支援の認定)

第 4 条 前条各号の支援を希望する団体等は、市長の認定を受けなければならない。

(団体等の要件)

第 5 条 市の支援を受けて譲渡会等を実施しようとする団体等は次の要件を満たすものとする。

- (1) 飼い主のいない犬猫等について、保護及び譲渡活動の拠点が市内に存する団体等であり、非営利であること。

- (2) 保護及び譲渡活動を実施する際には、動物の愛護及び管理に関する法律及びさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例等の関係法令を遵守していること。
- (3) 保護及び譲渡活動の際には、その活動場所の近隣住民の理解を得て実施していること。
- (4) 犬猫等を適正に飼養し、その施設は犬猫等を適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境を損なう恐れのないものであること。
- (5) 犬猫等を譲渡する際の条件に、適正飼養、終生飼養及び健康と安全の保持、かつ犬では狂犬病予防法第4条第1項による登録及び同法第5条第1項による予防注射、猫では室内飼養及び不妊去勢措置の実施を課していること。
- (6) 譲渡する犬猫等は、健康で人に慣れている等譲渡の適正があること。攻撃性が認められる犬猫等を譲渡対象としていないこと。
- (7) 譲渡にあたっては、譲渡する犬猫等の病歴の有無や特性等を新たな飼い主に説明し、その承諾を得ていること。特に犬の譲渡にあたっては、新たな飼い主と譲渡犬との適合性の審査を充分に行っていること。
- (8) 譲渡会等の実施の支援を受ける場合、実施場所となるセンターあるいは市民広場で定める管理規約等を遵守し、公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (9) 市長から第4条に定める支援の認定を受けるに際して、市長が別途定める必要書類をセンターに提出し、審査を受け、センター職員による飼養施設又は活動地域の調査に協力すること。

(支援実施の取消)

第6条 市長は、支援の認定を受けた団体等が虚偽の申請、又は第5条のいずれかの要件を満たさない状況となった場合には、第4条に定める支援の認定を取り消すことができる。

(損害の賠償)

第7条 第3条第1号及び第2号の支援を受けるにあたり、団体等が故意又は過失により施設、設備を汚損し、又は損傷した時は、団体等はその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第8条 第3条各号の支援を受けることによって生じる団体等のいかなる損害、損失、不利益などについて、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成27年3月10日から施行する。